

稚内市総合計画審議会公募委員「募集要項」

稚内市では、「第4次稚内市総合計画」をまちづくりの指針として、これまで各種施策を推進してきましたが、本計画が平成30年度を持って期間終了となることから、新たに「第5次稚内市総合計画」の策定に向けて、作業を進めています。

第5次総合計画については、策定に当たっての必要な調査や審議を行うため、審議会を設置することとしており、この度、広く市民の皆様から意見をいただくため、委員の一般公募を行います。

1. 応募資格

- (1) 本市に住所を有しており、かつ年齢が満18歳以上の者（高校生を除く）
- (2) 本市の他の審議会等の公募委員でない者

2. 任期

委嘱の日（平成29年9月）～ 審議会答申が終了する日（平成30年12月頃）まで

3. 応募期間

平成29年8月31日（木）まで

4. 募集人数

8人以内

5. 応募方法

所定の応募用紙に住所、氏名、生年月日、応募動機等を記入の上、持参又は郵送・FAX・Eメールで下記応募先へ提出して下さい。

応募用紙は、市役所（1階受付、秘書政策課）、宗谷支所、沼川支所、各地区活動拠点センター（宝来、東、富岡・はまなす、南）に設置しているとともに、市ホームページからもダウンロードできます。

6. 選考方法

「稚内市審議会等の設置及び運営に関する規定」に基づき、選考委員会で選考します。

7. 職務内容

総合計画に関して、必要な調査及び審議を行います。

8. その他

- (1) 審議会は、平成29年度・平成30年度にそれぞれ3回程度の開催を予定しています。
- (2) 稚内市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、報酬・費用弁償が支給されます。（報酬額：5,000円）
- (3) 応募用紙に記載された情報は、審議会委員選考の目的のみに使用します。
- (4) 審議会委員が決定しましたら、市ホームページ等で氏名を公表させていただきます。

9. 応募・問合せ先

稚内市まちづくり政策部秘書政策課

住所：〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号

電話：23-6187 FAX：23-3281

E-mail：hisyoseisaku@city.wakkanai.lg.jp